

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月30日から63年1月1日まで

昭和61年4月1日から正社員として勤務していた。62年12月に退職したが、12月分の給与からも厚生年金保険料が天引きされていたと思うので、資格喪失日は63年1月1日にならなければおかしいと思う。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人に係る昭和62年12月の給与は、同月23日に支給されているが、締め日が同年12月末であるため、同年12月の保険料を控除していた。」と回答している上、申立人の雇用契約上の在籍期間は、昭和62年12月31日までであると確認できることから、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 20 日から 37 年 5 月 7 日まで

申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無く、当時、会社から脱退手当金についての説明を受けたことは無かった。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年7月11日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（払出票）及び厚生年金保険事業所別被保険者名簿の氏名は変更処理がされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和38年7月11日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の初めて就職した事業所における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山梨厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月18日から30年4月26日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務している時、病気で入院し、回復しても仕事を続けることが困難なため、退職した。しかし、脱退手当金を支給された記憶が無いので、受給に結びつく年金記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さとうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。